



厚生労働省発健 0730 第 2 号  
令和 3 年 7 月 30 日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



### 諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 2 項の規定により適用する同法第 24 条第 5 号及び同法附則第 7 条第 5 項の規定に基づき、別紙 1 「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和 3 年 2 月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第 1 号厚生労働大臣通知）一部改正案」について、貴会の意見を求めます。



厚 科 審 第 23 号  
令 和 3 年 7 月 30 日

予防接種・ワクチン分科会長  
脇 田 隆 宇 殿

厚生科学審議会  
長 福 井 次 矢



「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を  
改正する省令案要綱」等について（付議）

標記について、令和3年7月30日付け厚生労働省発健0730第2号をもって  
厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に  
基づき、貴分科会において審議方願いたい。

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種法施行規則の一部改正

一 予防接種法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンに、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を加えること。

二 予防接種法附則第七条第二項の規定により適用する同法第十二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の対象となる症状として、接種から二十八日以内に確認された血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を加えること。

第二 予防接種実施規則の一部改正

一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けることが適当でない者について、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を使用する場合にあつては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明

らかな者を加えること。

- 二 新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種の方法に、コロナウイルス（SARS-COV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を二十七日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法を加えること。

### 第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。